

■ 第 1 種特定工作物、第 2 種特定工作物について

● 第 1 種特定工作物 【都市計画法第 4 条第 11 項】【都市計画法施行令第 1 条第 1 項】

▶ 工作物

- ・ コンクリートプラント
- ・ アスファルトプラント
- ・ クラッシャープラント
- ・ 危険物の貯蔵又は処理に供する工作物

▶ 備考

- ・ 「危険物」とは、建築基準法施行令第 116 条第 1 項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物をいいます。
- ・ 電気工作物、ガス工作物に該当するもの等一定のものは除きます。

● 第 2 種特定工作物 【都市計画法第 4 条第 11 項】【都市計画法施行令第 1 条第 2 項】

▶ 工作物

- ・ ゴルフコース
- ・ その規模が 1 ha 以上の次の工作物
 - (1) 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園等の運動・レジャー施設である工作物
 - (2) 墓園

▶ 備考

- ・ 学校施設、都市公園に該当するもの等一定のものは除きます。